

とっとり医療・福祉関連産業ネットワーク要綱

(名称)

第1条 本ネットワークは、「とっとり医療・福祉関連産業ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、医療・福祉の分野において、県内企業の新たな事業展開を目指した企業間連携や産官学連携による新製品の創出を促進することにより、本県の医療・福祉関連産業の活性化と振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医療・福祉現場における機器等に係るニーズ及び県内企業の技術シーズなどの情報共有
- (2) 医療・福祉機器等の開発動向及び薬機法等関連法令に関する情報提供
- (3) ネットワーク活動及び会員企業が保有する技術シーズの情報配信
- (4) ネットワーク参加者相互の情報交換、技術交流の場の提供及び他地域との連携
- (5) その他、ネットワークの目的を達成するために必要な事業

(参加者)

第4条 ネットワークは第2条の目的に賛同する次の各号に掲げる参加者により構成する。

- (1) 医療・福祉関連産業に携わる企業
- (2) 医療・福祉関連産業に関心のある企業
- (3) 大学、高等専門学校、医療機関、試験研究機関、産業支援機関、行政機関等
- (4) 医療・福祉関連機関または養成教育機関
- (5) 県外の医療・福祉関連産業に携わる企業及び専門家

(参加及び脱退)

第5条 ネットワークへの参加を希望するものは、ネットワーク事務局に申し込むものとする。

2 ネットワークから脱退する場合は、ネットワーク事務局に届け出るものとする。

(参加費)

第6条 ネットワークへの参加費は無料とする。ただし、必要に応じ実費程度の負担を求めることができるものとする。

(事務局)

第7条 ネットワークの事務を処理するため、事務局を公益財団法人鳥取県産業振興機構に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営等に関し、必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この会則は、令和2年11月1日から施行する。